

平成29年度
スマートウェルネス住宅等推進モデル事業
一般部門

募集要領

平成29年7月

<平成 29 年度公募に係る留意事項>

- 平成 29 年度は「スマートウェルネス住宅等推進モデル事業」として、提案事業の募集期間は 7 月 14 日～8 月 21 日となります。

●留意事項

<平成 29 年度は、政策的に重要性の高い以下の項目を重点分野に追加しました。>

- 高齢者や障害者等に対する地域での見守りや支援を行う交流拠点の整備等に関する提案
- ひとり親世帯等向けの共同居住型住宅（シェアハウス）の整備や支援に関する提案

<平成 29 年度は、下記①、②の点が昨年度の募集と異なりますので、ご注意ください。>

- ① 関係会社等から調達を行う場合、3 者以上からの見積結果の提出が必要です。
- ② 開設許認可等が必要な施設の補助金の支払いについては、許認可後となります。

- ※ 平成 29 年度スマートウェルネス住宅等推進事業として公募する事業のうち、「スマートウェルネス住宅等推進モデル事業【一般部門】」を対象とするものです。
- ※ 補助金の交付を受けることができる事業は、平成 29 年度中に事業に着手するものを対象とし、補助事業の期間は原則として平成 31 年度までとします。
- ※ 補助事業期間における補助金の総額は、特に必要があると認める場合を除き、3 億円を上限とします。
- ※ 国からの他の補助や交付金を受ける費用並びに介護保険給付及び医療保険給付の対象となる費用は、補助対象となりません。
- ※ 2.2.1 の高齢者等の居住の安定確保及び健康の維持・増進に資する施設には、介護保険法に規定する介護保険施設（指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設及び指定介護療養型医療施設）は含みませんので、これらの施設は補助対象外です。
- ※ 補助金の額については、応募内容について評価委員会等での審査に基づき、予算の範囲内で、応募書類に記載された金額及び事業計画等を総合的に考慮して決定します。但し、補助対象事業費に該当するものであっても、要望額についてすべて対応しない場合があります。
- ※ 宗教法人は補助事業者となることはできません。

目次

1	事業の趣旨	5
2	事業内容	5
2.1	公募する提案事業の部門	5
2.2	一般部門	5
2.2.1	提案事業	5
2.2.2	提案事業の要件	6
2.2.3	評価の視点	7
2.2.4	提案者・補助を受ける者	9
2.2.5	補助額	10
3	事業の実施方法	12
3.1	手続き	12
3.2	提案の提出	14
3.3	提案の評価	14
3.4	事業の採択	14
3.5	補助の期間	15
3.6	補助事業を複数の年度にわたって実施する場合の取扱い	15
4	補助金の交付等	16
4.1	交付申請	16
4.2	交付決定	16
4.3	補助事業の計画変更	17
4.4	完了実績報告及び補助金の額の確定	17
4.5	補助事業実施中及び補助事業完了後の留意点	17
4.5.1	取得財産の管理等	17
4.5.2	交付決定の取消、補助金の返還及び罰則等について	18
4.5.3	実績の報告	18
4.5.4	普及・啓発、調査への協力	18
4.5.5	情報の提供	18
4.5.6	その他	19
5	情報の取扱い等について	19
5.1	情報の公開・活用について	19
5.2	個人情報の利用目的	20

6 応募方法.....	20
6.1 提出期間.....	20
6.2 問い合わせ先、資料の配付	20
6.3 提出先.....	20
6.4 提出方法.....	20
6.5 提出書類.....	20
別表 1：直接経費	22
別表 2：補助対象とならない経費	22
別表 3：高齢者等の居住の安定確保及び健康の維持・増進に資する施設の例	23

1 事業の趣旨

スマートウェルネス住宅等推進モデル事業は、高齢者、障害者又は子育て世帯（以下「高齢者等」という。）の居住の安定確保及び健康の維持・増進に資する事業の提案を公募し、予算の範囲内において、国が事業の実施に要する費用の一部を補助するものです。

2 事業内容

2.1 公募する提案事業の部門

この募集要領では、スマートウェルネス住宅等推進モデル事業として、先導性が高い提案事業の部門（一般部門）を募集します。

スマートウェルネス住宅等推進事業

●スマートウェルネス住宅等推進モデル事業（本募集要領の対象事業）

└ A. 一般部門

└ B. 特定部門

●スマートウェルネス拠点整備事業（別途公募中）

●サービス付き高齢者向け住宅整備事業（別途公募中）

2.2 一般部門

高齢者等の居住の安定確保及び健康の維持・増進を図るため、具体的に課題解決を図る先導性の高い事業の提案を募集します。

2.2.1 提案事業

提案事業は、高齢者等の居住の安定確保及び健康の維持・増進に資する先導的な内容のものであって、次の①から③に掲げる事業のいずれか又はこれらを組み合わせたものとします。

① 住宅並びに高齢者等の居住の安定確保及び健康の維持・増進に資する施設（建築設備を含む。以下「住宅等」という。）の整備（建設、取得又は改修をいう。以下同じ。）

② 技術の検証

先導的な提案に係る居住実験・社会実験等

③ 情報提供及び普及

展示用住宅の整備、展示用模型の作成、その他の情報提供及び普及

- ※ 初年度に住宅の整備を行い、次年度に当該住宅において技術の検証等を行うことを一連の事業として提案（①の事業と②や③の事業を組み合わせて提案）することができます。
- ※ 住宅等の取得については、当該住宅等において先導的な改修を行う場合又は住宅等の取得とあわせて先導的な取組みに関する検証を行う場合のみ、提案事業に位置づけることができます。

2.2.2 提案事業の要件

提案事業は、次の①から③に掲げる要件をすべて満たす必要があります。

- ① 高齢者等向けの住まいに関する技術・システム等の導入や高齢者等向けの生活支援・介護サービス、子育て支援サービス等が効率的・効果的に提供される住まいづくり・まちづくりに関する取組み等、高齢者等の居住の安定確保及び健康の維持・増進に資するために具体的に課題解決を図る取組みで、先導性が高く創意工夫を含むものであること
- ② 公開等により、高齢者等の居住の安定確保及び健康の維持・増進に資する住まいづくり・まちづくりの推進上効果を高めるための情報公開を行うものであること
事業効果の評価・検証を行い、国土交通省の求めに応じて事業の実施内容の報告を行うとともに、事業の成果に関する情報を広く公開していただきます。
 - ・ 事業実施による効果等の情報を理解しやすい方法で国民に幅広く公開する。
 - ・ 住宅等の整備事例について、積極的に公開する（現地見学の機会の設定等）。
 - ・ 先導的な技術や仕組みに関するガイドラインの策定、講習会の開催等の積極的な情報提供及び事業内容の普及促進活動を行う。 等
- ③ 平成29年度中に事業に着手するものであること
平成29年度中に事業に着手（住宅等の建設・改修については、設計又は建築工事の着手や委託契約の締結）するものを補助対象とします。提案事業の評価を踏まえ、国土交通省が補助事業について交付決定するまでに着手している事業については、原則として補助対象になりません。
 - ※ 提案事業の実施予定時期までに実施体制が整い、確実に提案事業を実施することができると見込めないアイデアのみの提案は、選定されません。
 - ※ 生活支援・介護サービスや子育て支援サービスを提供する提案で、補助事業の実施期間以降も継続して当該サービスを提供する体制を確保することが見込めない場合には、補助対象となりません。

2.2.3 評価の視点

提案事業は、学識経験者からなる評価委員会において、以下の視点により総合的に評価します。

① 課題設定と解決策の適切さ

高齢者、障害者又は子育て世帯が在宅生活を続けていくに当たって直面する不安・障害等の課題や地域的な課題に対して、立地特性や地域の実情（サービスニーズ等）を踏まえて適切かつ具体的な解決策を示し、検証するもの

② 先導性・創意工夫

技術的に困難なことを解消するもの、サービス提供を効率的・効果的に行うもの、提案された検証方法により分かりやすく効果が示されるもの等、先導的な提案や創意工夫を含むもの

③ 総合的・継続的な推進体制

高齢者等が安心して生活することができる住環境を整えるため、地域住民の参画を含めた地域の関係主体による体制整備が図られるものや取組みの継続性が確保されるもの等、総合的・継続的な推進体制が整備されるもの

④ 波及効果・普及可能性

他の事業への波及効果が期待されるもの、一般への普及可能性に優れた住まいや住環境整備に関するもの

⑤ 多様な事業効果

医療・介護予防や高齢者等の生き生きとした生活に特に貢献することが期待されるもの、高齢者等の居住の安定確保に関する効果に加えて、地域の活性化、新たな雇用の創出等の副次的な効果が期待されるもの等、多様な事業効果が期待されるもの

⑥ 地方公共団体との連携等

地方公共団体（住宅部局・福祉部局等）と連携するもの、地方公共団体の推薦を伴うもの、国又は地方公共団体が実施する施策と連携する取組みを行うもの

⑦ 支援の妥当性・必要性

公共的・公益的見地から、補助金による支援を行ってまで実施することが妥当であるもの、他の補助事業の活用や自治体の支援を受けることが困難であるなど、本事業による支援の必要性が高いもの

《重点分野》

提案分野は幅広く対象としますが、政策的に重要性の高い以下の分野は重点分野として優位に評価します。

1. 地域の医療・介護等のサービス拠点と連携した高齢者の住まい等の整備

- (1) 地域の関係機関や地域コミュニティとの連携、地域包括ケアシステムの構築・強化等の取組を併せて行う高齢者の住まい等に関する提案
- (2) 24時間対応の定期巡回・随時対応型訪問介護看護や小規模多機能型居宅介護等のサービス拠点を併設した拠点型サービス付き高齢者向け住宅の整備や、まちなかにおいて点在する既存の住戸等を活用した分散型サービス付き高齢者向け住宅とサービス拠点の連携・整備に関する提案

2. 地域資源を活用した高齢者の住まい等の整備

- (3) 分散型サービス付き高齢者向け住宅や公的不動産（PRE）を活用したサービス付き高齢者向け住宅の整備等による、低所得高齢者向け住宅の供給に関する提案

3. 高齢者等への見守り・健康管理・介護予防サービス等の提供

- (4) 高齢者・障害者の住まいにおいて、ICTシステム等を活用し、地域全体の見守りや健康管理・介護予防棟の生活支援を効率的に行う提案
- (5) 高齢者等の住まいに関する評価や情報提供・適切な相談体制の構築に関する提案

4. 低所得高齢者や障害者世帯の居住の安定確保に資する取組

- (6) 低所得高齢者や障害者等を対象にした協働型居住の場の提供と日常生活支援等サポート体制の構築に関する提案
- (7) 自立支援が必要な高齢者や障害者等の孤立の解消と居住の安定に向けて、地域における見守りや支援を行う交流拠点の整備や体制の構築に関する提案
- (8) 障害者が地域の中で自立した生活を送れるよう、関係機関のネットワークの構築と併せて供給される障害者の住まいに関する提案

5. 子育て世帯等の居住の安定確保に資する取組

- (9) 子育て世帯等の多様なニーズに対応した住環境を確保するため、既存住宅、空き店舗等を活用して地域の子育て支援や交流スペースを整備するなど、女性の社会進出にも寄与する提案
- (10) 既存の一戸建て住宅や共同住宅等を活用した、ひとり親世帯等に提供する共同居住型住宅（シェアハウス）の整備※や運営・生活支援に関する提案

6. 地域のコミュニティの醸成に資する取組

- (11) 高齢者、障害者、子育て世帯等の多様な世帯を同時に対象とし、コミュニティミックスの実現に資する提案
- (12) コミュニティ施設等の整備と、地元企業や大学等と連携したコミュニティ活性化などのソフトの取組を併せて進める提案

※ ひとり親世帯等については事例の蓄積が少ないことから、第3回既存ストックの活用による共同居住型住宅の居住水準に関する検討会（平成28年12月5日開催）における「既存ストックの活用による共同居住型住宅の居住水準検討の方向性について」を踏まえ、世帯人数等に応じた面積・設備を提案すること。

http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_house_tk2_000033.html

※ 技術の検証は、目的、課題の設定、検証方法の適切性を評価しますので、提案において可能な限り具体的に示してください。

※ 上記の先導性等の評価の視点に加え、高齢者の安全や安心を確保するための一般的な措置（住宅等の設備・構造（バリアフリー化等）、提供されるサービスの内容、一時金・家賃・サービス料等の水準、前払い家賃の保全措置の有無等）についても確認・評価します。

※ なお、既に選定実績があり、普及が進んでいるもの等については、低位に評価されることがあり、例えば以下については選定対象としません。

- ・単なる見守り等の生活支援サービス付きの高齢者向け住宅や介護・医療施設を併設する高齢者向け住宅に関する提案
- ・単なるICTを活用した見守り体制の確保に関する提案
- ・単なる高齢者同士の共同居住に関する提案

※ 全国各地の様々な地域のモデル事業を採択する観点から、地域的なバランスも勘案して評価を行います。

2.2.4 提案者・補助を受ける者

2.2.1 に掲げる提案事業を行う予定の者を提案者としてください。

提案事業を複数の者で行う場合には、実施体制を整えた上で共同提案としてください。ただし、一部の事業を行う者が提案時において未定の場合であっても、提案事業の実施予定時期までに確定し、確実に提案事業を実施することができると見込める場合には、提案することができます。

なお、共同提案者（共同提案の場合の代表提案者以外の提案者）については、選定された提案事業を代表提案者と共同して実施し、その実現に責任を負う者としてください。また、重要な役割を果たす代表提案者以外の実施主体については、可能な限り共同提案者となり、事業実現に責任を負う者としてください。

同一の者が、複数の提案をする場合には、それぞれの提案が類似していないものである必要があります。提案者は、代表提案者としての提案と共同提案者としての提案の双方を行う場合は、その旨を提案申請書に明記してください（調整が必要となる場合があります。）。

提案者としては、次のような者を想定しています。

- a) 住宅又は施設の建築主（分譲を行う者を含みます。）又は管理者
- b) 高齢者等向けの生活支援・介護サービス、子育て支援サービス等を提供する者
- c) 高齢者等の住まいづくり・まちづくりにおいて高齢者等が安心して健康に暮らすための先導的な技術を導入する者

- ※ 「住宅等の整備」とサービス提供に関する「技術の検証」を内容とする提案にあつては、「住宅等の整備」を行う建築主等と「技術の検証」を行うサービス提供者との共同提案としてください。

補助を受ける者は、提案者（共同提案者を含む。）であつて、採択された者とします。

2.2.5 補助額

補助金の額については、学識経験者からなるスマートウェルネス住宅等推進モデル事業評価委員会（以下「評価委員会」といいます。）の評価に基づき、予算の範囲内で、提案申請書に記載された額及び事業計画等を総合的に考慮して決定されます（提案事業が選定された場合においても、要望額の全額が補助されるとは限りません。）。

補助事業期間における補助金の総額は、特に必要があると認める場合を除き、3億円を上限とします。

補助の対象は、先導性・創意工夫を評価された部分に係る費用であり、本事業による補助の必要性が低いと評価される費用については補助対象としません。

例えば以下の費用は補助の対象としません。

- ・国からの他の補助や交付金を受ける費用（省エネ住宅ポイント事業を含む）
- ・介護保険給付費及び医療保険給付の対象となる費用
- ・介護保険法に規定する介護保険施設（指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設及び指定介護療養型医療施設）等

建設工事費等に係る補助金の額

補助対象となる費用は、次に掲げるものとします。

① 調査設計計画に必要な経費

高齢者等の居住の安定確保及び健康の維持・増進に資する住宅等の整備に係る設計・工事監理費（敷地の測量及び地盤の調査に要する費用を含む。）の2/3以内の額
ただし、住宅等の整備を伴わない設計等は、補助対象となりません。

② 住宅等の整備に必要な経費

1) 整備の区分

a) 建設・取得

高齢者等の居住の安定確保及び健康の維持・増進に資する住宅等（分譲住宅の住戸専用部分は除く）の建設又は取得に要する費用（直接建設工事費に要する費用（取得の場合は用地を除く建物の取得に要する費用）を対象とし、調査設計計画費・造成費・用地費を除く。）の1/10以内の額

b) 改修の場合

高齢者等の居住の安定確保及び健康の維持・増進のために必要な住宅等（分譲住宅の住戸専用部分は除く）の改修に要する費用の2/3以内の額

※ なお、改修を行う住宅等は、昭和56年6月1日以降に着工した建築物であることとします（ただし、本事業の補助を受けて行う改修工事において耐震改修工事を実施する場合又は既に地震に対する安全性に係る建築基準法又はこれに基づく命令若しくは条例の規定に適合することが確認されている場合についてはこの限りではありません。）。

※ 住宅等の改修に要する費用については、耐震改修等の高齢者等の安全を確保するための改修に要する費用も対象に含めることができます。

2) 住宅等の整備に係る補助の上限

・住宅の整備にあつては、1戸当たりの補助金の額の上限を200万円（上記により算定される補助金の額が200万円/戸に整備戸数を乗じて得た額を超えない場合は当該額）とします。ただし、住宅として1戸当たり補助金の額の上限200万円の適用を受けるには、住戸面積や住戸の設備において、以下の一定の水準を満たす必要があり、これらを満たさない場合には建物賃貸借契約による住宅であっても施設として扱います。

※ 高齢者向け住宅の整備については、住戸面積及び設備がサービス付き高齢者向け住宅の登録基準を満たすものとします。

※ 障害者向け住宅の整備についても、原則として、住戸面積及び設備がサービス付き高齢者向け住宅の登録基準を満たすものとします。

・高齢者等の居住の安定確保及び健康の維持・増進に資する施設（別表3）の整備にあつては、1施設当たりの補助金の額の上限を2,000万円（上記により算定される補助金の額が2,000万円/施設を超えない場合は当該額）とします。ただし、特別に認める場合には、補助金の額の上限を超えることができます場合があります。

③ 技術の検証に必要な経費

高齢者等の居住の安定確保及び健康の維持・増進に関する効果を検証するための居住実験及び社会実験等に要する費用で、別表1：直接経費に掲げる経費の2/3以内の額

※ 実験に際し、一時的に設ける住宅等の整備を行う必要がある場合は、④に準じて取り扱うこととします。

※ 実験等に要する費用として付加的に要する経費を補助対象とします（補助事業以前から経常的に支出していた経費は、補助対象となりません。）。

※ 提案そのものを企画立案するための費用、プログラム開発費やシステム開発費、ITシステム構築費等は、補助対象となりません。

④ 情報提供及び普及に必要な経費

展示用住宅の整備費（展示期間中の減価償却に要する費用）、展示用模型の作成費及びこれらの整備に係る別表1：直接経費に掲げる経費の2/3以内の額

※ 展示用住宅のうち、個々の事業者の特定の技術・商品・工法・サービス等の広報のみを目的としない中立性・公平性が確保されているものについては、当該展示用住宅の整備費に加え、地盤調査費・設計費・土地整備費についても補助対象とします。

- ※ 当該展示用住宅の整備費は、展示用期間中の減価償却に要する費用として、整備費×0.9×展示年数／7の費用を補助対象とします。なお、展示年数が7年を上回る場合は、上記の式の展示年数は7年とします。
- ※ 展示用住宅の整備費及び展示用模型の作成費以外の各種情報提供及び普及に係る別表 1：直接経費に掲げる経費については、先導性・普及性が特に高い提案として選定通知で認められたものに限り補助対象とします。また、新聞・雑誌その他の情報媒体への広告・記事等の掲載に要する経費は、補助対象となりません。

3 事業の実施方法

3.1 手続き

補助事業に着手する前に、『事業提案の応募』と『補助金の交付申請』の二段階の手続きを経る必要があります。各々の手続きの概要は、以下のとおりです。

(1) 事業提案の応募

国土交通省がスマートウェルネス住宅等推進モデル事業の提案を募集しますので、別に定める募集期間（提出締め切り期限まで）に評価委員会事務局（スマートウェルネス住宅等推進事業室）宛てに応募書類を提出してください。

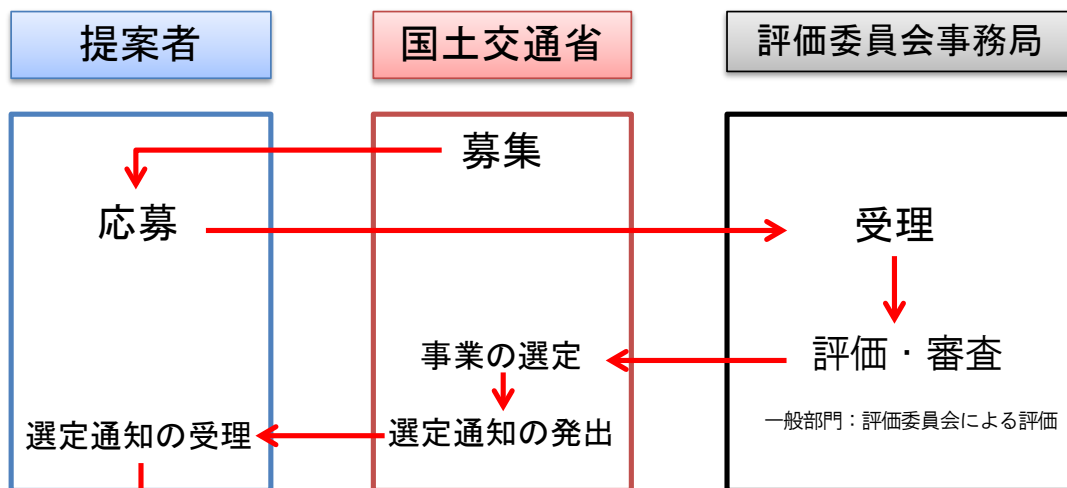
(2) 補助金の交付申請

選定通知書を受け取った後、所定の時期に交付申請を行い、国土交通省が指定する補助事務事業者（スマートウェルネス住宅等推進事業室）から交付決定通知書を受けるとともに、補助事業の完了時に完了実績報告を行ってください。

なお、補助事業への着手は、交付決定通知日後可能となります。当該通知日より前に着手した事業については、補助対象となりませんので注意してください。補助金に関する手続きについては、「4 補助金の交付等」を参照してください。

- 補助事業の着手の時期については、設計や工事の契約行為をもって判断しますので、補助事業に係る契約は、交付決定通知書の日付以降に締結してください。
- 住宅等の建設・改修について、設計に要する経費を補助対象としない場合は、補助金の交付決定前に設計を実施することが可能です。

【事業提案の応募に係るフロー】



【事業選定後のフロー】

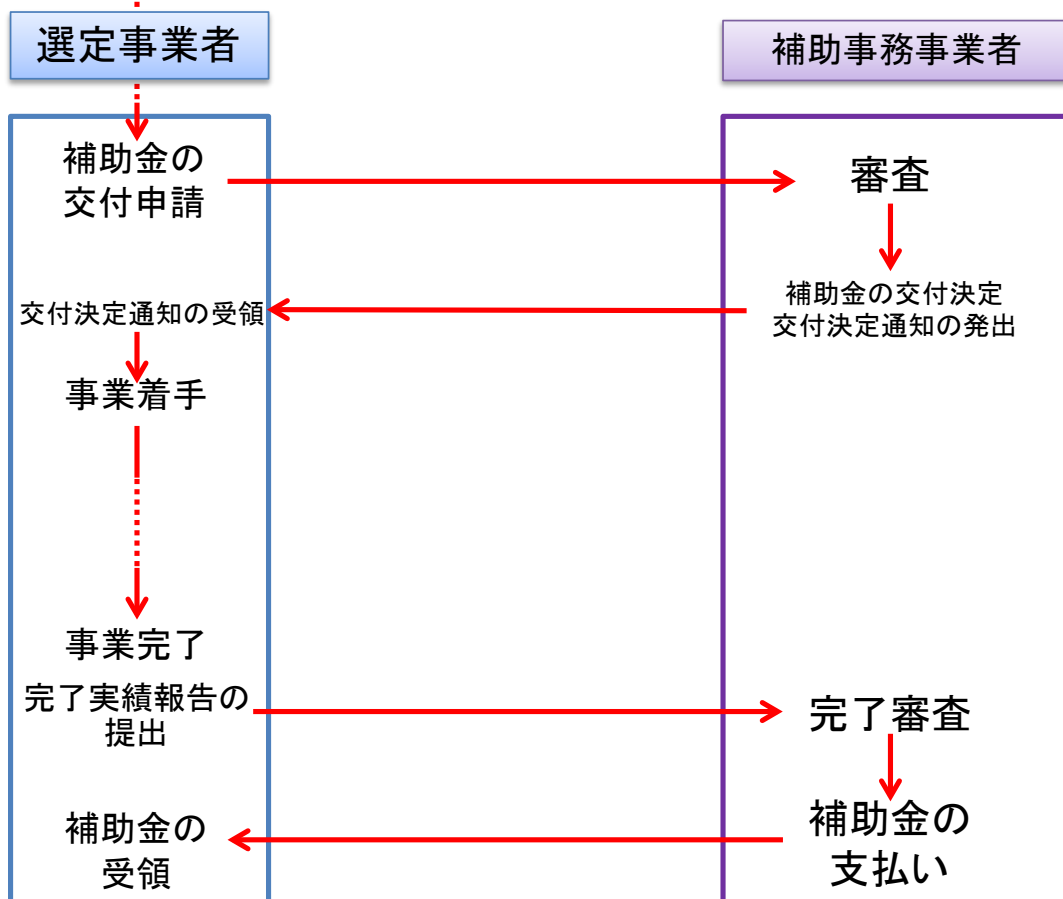


図 手続きフロー

3.2 提案の提出

提案については、別に定める募集期間（提出締め切り期限まで）に評価委員会事務局（スマートウェルネス住宅等推進事業室）に提出してください。

3.3 提案の評価

提案内容の審査・評価は、以下を中心に行います。

（１）評価委員会について

提案内容について、スマートウェルネス住宅等推進モデル事業として選定するにふさわしい先導性を有しているかどうかに関する評価委員会による個別の評価

①評価の実施体制

提案事業は、学識経験者からなる評価委員会において、評価されます。当該評価委員会の委員については、スマートウェルネス住宅等推進モデル事業ホームページにおいて公表いたします。

評価の公平性、中立性の確保の観点から、委員の評価業務について次の制限を行います。

- ・ 委員は、提案者（共同提案者を含む。）となることができません。
- ・ 委員は、当該委員と関係を有する企業・団体等の提案事業について、評価に関わることはできません。
- ・ 委員は、当該委員又は当該委員と関係を有する企業・団体等が業務としてコンサルティング、アドバイス等を行った提案事業について、評価に関わることはできません。

評価委員会の議事録については非公開とし、審査に関する問い合わせには応じませんので、あらかじめご了承ください。

②評価の手順

提案申請書について、所要の要件を満たしているか等について確認するとともに、提案事業の内容について書面による評価を行います。

評価の過程で、提案事業の内容等に不明確な部分がある場合等、必要に応じ、追加資料の請求やヒアリング等を行います。

追加資料を請求したときに、その請求の際に指定した期日までに追加資料の提出がない場合又はヒアリングに応じない場合には、不十分な情報に基づいて評価せざるを得なくなりますので注意してください。

3.4 事業の採択

応募のあった提案について、評価委員会の評価・審査結果を受けて、国土交通省が補助事業として選定し、提案者に通知します。

3.5 補助の期間

補助金の交付を受けることができる事業は、平成 29 年度中に事業に着手するものを対象とします。採択された事業であっても、平成 29 年度中に着手に至らないものについては、補助の対象にはなりません。

補助事業の期間は、原則として平成 31 年度までの範囲で事業計画を作成して応募してください。

なお、事業選定後に事業者の都合で補助事業の期間を変更した場合には、選定通知で示された補助金の全額が支払われない場合があります。補助事業の期間が変更となる場合には、必ず 4.3 補助事業の計画変更を参照して、必要な手続きを行ってください。

3.6 補助事業を複数の年度にわたって実施する場合の取扱い

補助事業を複数の年度にわたって実施する場合には、あらかじめ各年度の計画を提出してください。平成 29 年度は、平成 29 年度中に補助事業が行われた部分について補助を行います。

4 補助金の交付等

選定結果を通知するときに、交付申請先や必要な書類等交付申請等の手続きについてお知らせします。選定された提案者に対し、スマートウェルネス住宅等推進モデル事業費補助金交付申請要領を配布いたしますので、その内容に従い交付申請等の手続きをしてください。

補助金の交付事務については、国土交通大臣が指定する者（スマートウェルネス住宅等推進事業室）（以下「補助事務事業者」という。）に行わせることとしております。補助金の交付申請等に当たっては、交付申請要領に記載されている内容を遵守するとともに、補助事務事業者の指示に従っていただきます。

4.1 交付申請

交付申請は、所定の期間に行ってください。

なお、特に次の点に注意してください。

- ・ 交付申請をしないと、選定された事業であっても補助金が交付されません。
- ・ 交付申請をせずに事業着手したものについては補助金交付の対象外となります。
- ・ 一般部門に係る事業のうち、金融機関の融資を受けるものについては、交付申請に際して融資の内諾を得ることが必要です。
- ・ 関係会社等から調達を行う場合、3者以上からの見積もり結果の提出が必要です。

また、消費税及び地方消費税（「消費税等」といいます。）は外税方式とし、消費税等を含めた費用を補助対象とします。ただし、補助金に係る消費税等仕入税額控除の申告を予定している場合は、消費税等は補助対象となりませんので、応募・交付申請時に補助事務事業者へ報告のうえ当該控除に係る額を除いて応募・交付申請してください。また、交付決定後、完了実績報告時までには消費税の仕入控除の申告をすることとした場合には、当該控除に係る額を除いて完了実績報告を行って下さい。消費税仕入控除を行うにもかかわらず、これに係る消費税分を除外せずに補助金を受領した場合には補助金の返還が生じますので注意してください。

4.2 交付決定

交付申請された内容について、次の事項等について審査した上で交付決定されます。

- ・ 補助事業の内容が、交付要綱及び交付申請要領の要件を満たしていること。
- ・ 交付申請の内容が選定された内容に適合していること。
- ・ 補助対象費用が、国からの他の補助金（負担金、利子補給金並びに補助金適正化法第2条第4項第1号に掲げる給付金及び同項第2号の掲げる資金を含む。）及び介護保険給付又は医療保険給付の対象費用を含まないこと。
- ・ 他の補助事業（独立行政法人や地方公共団体が行うものを含む。）に申請している場合は、提案申請書にて、申請している他の補助事業名及び補助対象を必ず記入すること。
- ・ 開設に関して許認可等が必要な施設については、完了実績報告までに許認可等がなされていることの条件を附して交付決定を行うものとします。

4.3 補助事業の計画変更

補助事業者は、やむを得ない事由により、次の（１）又は（２）に掲げる行為をしようとする場合には、あらかじめ補助事務事業者の承認を得る必要があります。

- （１）補助事業の内容又は補助事業に要する経費の配分の変更
- （２）補助事業の中止又は廃止

また、やむを得ない事情により、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合には、速やかに補助事務事業者に報告し、その指示に従ってください。

必要な手続きを行わず、予定していた検証がとりやめになる場合等計画内容に変更があり交付決定した内容と異なるものとなったと判断されたものについては、補助対象となりませんので注意してください。また、既に補助金が交付されている場合には、当該補助金の返還を求めることがありますので注意してください。

4.4 完了実績報告及び補助金の額の確定

補助事業者は、補助事業が完了したときは、「補助事業完了実績報告書」を補助事務事業者に提出してください。

補助事務事業者は、「補助事業完了実績報告書」を受領した後、交付申請の内容に沿って補助事業が実施されたこと及び開設に際して許認可等が必要な施設の許認可等がなされていることを確認し、書類の審査を行うとともに、必要に応じ現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の成果が、補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、支払いの手続きを行います。

平成 29 年度に実施した補助事業に係る補助金の支払いは、原則として平成 30 年 3 月末となる予定です。補助金の支払いは、補助事業者が指定する銀行口座に振り込むことにより行います。

4.5 補助事業実施中及び補助事業完了後の留意点

4.5.1 取得財産の管理等

補助事業者は、当該補助事業により取得し、又は効用の増加した財産について、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理し（善管注意義務）、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を行ってください。

補助事業者は、取得価格及び効用の増加した価格が単価 50 万円以上のものについて、大臣の承認を受けずに補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供することはできません。ただし、大臣の承認を得て当該財産を処分したことにより収入があった場合には、交付した補助金の額を限度として、その収入の全部又は一部を補助事務事業者へ納付させることがあります。

なお、スマートウェルネス住宅等推進事業等により取得した財産等の取扱いについての規定（H27.10.22 国住心第 146 号）が適用されますので、補助申請にあたって必ず確認して下さい。

4.5.2 交付決定の取消、補助金の返還及び罰則等について

万一、関係規程等に反する行為がされた場合には、次の措置が講じられることがあります。

- ① スマートウェルネス住宅等推進モデル事業補助金交付規程（スマートウェルネス住宅等推進モデル事業）第 14 の規定による交付決定の取消、補助金の交付の停止、補助金の返還命令
- ② 適正化法第 29 条から第 32 条までの規定による罰則

4.5.3 実績の報告

補助事業者は、4.4 の完了実績報告とは別に、補助事業の結果に関して、次のような報告が必要となります。その際、補助事業の成果を踏まえ、高齢者等の居住の安定確保及び健康の維持・増進に関する諸制度に対する意見・提案を求めることがあります。

- ・ 住宅等の整備については、公開等普及・啓発の状況（公開等の時期・見学者等の概数、見学者等の感想等）の報告（ただし、技術の検証を行うために整備した住宅等については、普及・啓発の状況の報告は必須ではありません。）
- ・ 技術の検証（居住実験・社会実験等）については、実験終了後の実験の結果に関する報告
- ・ 情報提供及び普及については、情報提供及び普及の対象者の概数及び対象者に対するスマートウェルネス住宅等推進モデル事業に関するアンケート結果の報告（対象者に対しアンケートを実施してください。）

また、補助事業の実施後、取組みの状況、高齢者等の居住の状況等の経過報告が求められます。

4.5.4 普及・啓発、調査への協力

補助事業者には、スマートウェルネス住宅等推進モデル事業としてのシンポジウムの参画等普及啓発に係る協力を依頼することがありますので、やむを得ない場合を除き協力してください。また、補助事業の期間終了後、高齢者等の居住の安定確保及び健康の維持・増進に関する調査・評価のために、事後のアンケートやヒアリングのほか、現地調査等を依頼することがありますので、必ず協力してください。

4.5.5 情報の提供

補助事業者は、自社のホームページ等を活用し、情報提供に努めてください。また、この情報については、評価委員会事務局等に適宜提供してください。評価委員会事務局等は、必要に応じ作成するホームページでリンクを張る等情報提供を行うこととします。

また、ホームページに情報を掲載することが困難な補助事業者については、別途報告等を求めることがあります。

4.5.6 その他

この募集要領、及び交付申請要領によるほか、補助金の交付等に関しては、次の各号に定めるところにより行う必要があります。

- 一 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）
- 二 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号）
- 三 国土交通省所管補助金等交付規則（平成 12 年内閣府・建設省令第 9 号）
- 四 補助事業等における残存物件の取扱いについて（昭和 34 年 3 月 12 日付け建設省会発第 74 号建設事務次官通達）
- 五 公営住宅建設事業等における残存物件の取扱いについて（昭和 34 年 4 月 15 日付け建設省住発第 120 号住宅局長通達）
- 六 建設省所管補助事業における食糧費の支出について（平成 7 年 11 月 20 日付け建設省会発第 641 号建設事務次官通知）
- 七 住宅局所管補助事業等における消費税相当額の取扱について（平成 17 年 9 月 1 日付け国住総第 37 号住宅局長通知）
- 八 スマートウェルネス住宅等推進事業補助金交付要綱（平成 29 年 4 月 26 日付け国住心第 24 号）
- 九 その他関連通知等に定めるもの

5 情報の取扱い等について

5.1 情報の公開・活用について

(1) 報道発表等について

補助事業を選定した後、選定された事業について、事業の名称、提案者の名称、事業の概要等を報道発表し、併せて国土交通省及びスマートウェルネス住宅等推進モデル事業ホームページ（<http://model-sw.jp/>）に掲載します。

(2) 補助事業等の公表について

普及促進を目的に、広く選定事業の成果について紹介するため、シンポジウム、パンフレット、ホームページ等において、選定事業の内容・報告された内容に関する情報を用いることがあります。

この場合、提案申請書等に記載された内容について、事業者の財産上の利益、競争上の地位等を不当に害するおそれのある部分については、当該事業者が申し出た場合は原則公開しません。

5.2 個人情報の利用目的

取得した個人情報については、交付申請等に係る事務処理に用いる他、セミナー・シンポジウム・アンケート等の調査について用いることがあります。

また、同一の提案に対し国から他の補助金を受けていないかを調査するために用いることがあります。

6 応募方法

6.1 提出期間

○一般部門

平成29年7月14日（金）～8月21日（月） ※消印有効

※ 提出期間を変更する場合には、下記問い合わせ先においてお知らせします。

6.2 問い合わせ先、資料の配付

質問・相談については、原則として、ファックス又は電子メールで行ってください。募集要領・提案様式等については、下記のホームページからダウンロードしてください。

<スマートウェルネス住宅等推進事業室>

メールアドレス：model@swrc.co.jp

ホームページ：<http://model-sw.jp/>

TEL：03-6268-9028 FAX：03-6268-9029

6.3 提出先

〒101-0051 東京都千代田区神田神保町3-25 精和ビル5F

スマートウェルネス住宅等推進事業室 宛

6.4 提出方法

郵送とします。

提案者に対して受け取った旨の連絡はしませんので、提案者自身で確認することができる方法（配達記録郵便等）で提出してください。

また、郵送するときは、必ず宛先に「スマートウェルネス住宅等推進モデル事業 担当」及び「応募書類在中」と記載してください。

（提案者の都合による提案申請書の差し替え等は固くお断りします。）

6.5 提出書類

提案者は、公募期間中に提出書類一覧表に従って、必要部数を揃えて提出してください。

<提案申請書に記入する事務連絡先について>

原則として、代表提案者又は当該法人等に所属する者であって、平日の日中に連絡の取れる方を登録してください（原則として、毎日確認するメールアドレスを登録してください。）。

- ※ 提案申請書の内容に関する確認・補足説明等を求めることがあります。指定した期限までに対応がない場合は評価の対象外となります。
- ※ 選定された場合、当該事務連絡先に選定通知書を郵送させていただきますので、確実に送付できるよう、宛先・宛名となる住所・氏名等については正確にご記入ください。

6.6 申請の制限

過去3ヵ年度内に国土交通省住宅局所管補助金において、交付決定の取り消しに相当する理由で補助金の返還を求められたことがある者等（団体を含む）は、本補助金への申請が原則として制限されます。

- ※ 申請制限に関するお問い合わせは、以下の担当まで個別にお問い合わせ下さい。

国土交通省住宅局安心居住推進課 担当：高齢者住宅企画係 電話：03-5253-8111

内線：39-856

別表 1：直接経費

科 目	説 明
賃 金 等	提案者の構成員が法人の場合、提案事業を遂行するための技術補助者を雇用するための経費、提案事業を遂行するための単純労働に対して支払う経費（「時間給」又は「日給」）及び専門的知識の提供等、効果の検証に協力を得た者（提案者の構成員として提案事業を実施する者については、別表2但し書きに該当する場合に限る。）に支払う経費
旅 費	提案事業に参加する者が当該事業を実施するために直接必要な普通旅費※（交通費及び宿泊費） ※ 普通旅費には、グリーン車料金、ビジネスクラス料金等を含みません。
備品購入費等	提案事業に供する器具機械類その他の備品及び標本等で、その性質及び形状を変えずることなく長期の使用に耐えるものの代価（昭和34年3月12日付け建設省発第74号建設事務次官通達「補助事業等における残存物件の取扱いについて」参照）、事業用等の消耗器材、その他の消耗品及び備品に付随する部品等の代価 * 備品等は原則リース等で調達し「その他」の支出費目に計上してください。なお、価格が50万円以上の備品等についてリース等での調達をすることが困難な場合は、その理由書及び機種選定理由書を添付してください。
委託料等	提案事業を遂行するために必要な器具機械等の修繕料・各種保守料・洗濯料・翻訳料・写真等焼付料・鑑定料・設計料・試験料・加工手数料、提案事業の遂行に必要であるが当該事業の本質をなす発想を必要としない定型的な業務を他の機関に委託して行わせるための経費 * 原則として各年度の補助事業に係る費用の50%を超えない範囲とします。50%を超える場合は、その理由を記した書類を添付してください。 補助事業の全部を外部に発注（丸投げ）することはできません。
そ の 他	設備の賃借（リース）、提案事業を遂行するために労働者派遣事業を営む者から期間を限って人材を派遣してもらうための経費、文献購入費、光熱水料（専用のメーターがある場合等、実際に要する経費の額を特定することができる場合に限る。）、通信運搬費（実際に提案事業に要するものに限る。）、印刷製本費、借料・損料、会議費、送金手数料、収入印紙代等の雑費

別表 2：補助対象とならない経費

科 目	説 明
事業提案された住宅又は施設以外の建物等施設の建設、不動産取得に関する経費	ただし、本補助金で購入した設備・備品を導入することにより必要となる軽微な据付費等については、申請することができる。
提案者の構成員又は提案者の構成員に所属する者で、補助事業を実施する補助事業者等の人件費	ただし、提案事業を行うために必要な専門的知識を有する者の人件費であって、評価委員会において特に必要と認められた経費については、その認められた範囲内において交付申請することができる。
国内外を問わず、単なる学会出席のための交通費・宿泊費・参加費	ただし、補助事業に関する成果発表会を行う場合は交付申請することができる。
補助事業の実施中に発生した事故・災害の処理のための経費	—
その他、補助事業の実施に関連性のない経費	—

別表 3：高齢者等の居住の安定確保及び健康の維持・増進に資する施設の例

	対象となる施設
高齢者生活支援施設	<p>高齢者の生活を支援する次の施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ○介護関連施設 <ul style="list-style-type: none"> 訪問介護事業所、訪問入浴介護事業所、訪問看護ステーション、訪問リハビリテーション事業所、居宅療養管理指導事業所、通所介護事業所、通所リハビリテーション事業所、短期入所生活介護事業所、短期入所療養介護事業所、福祉用具貸与事業所、特定福祉用具販売事業所、夜間対応型訪問介護事業所、認知症対応型通所介護事業所、小規模多機能型居宅介護事業所、居宅介護支援事業所【介護予防事業所を含む】、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所、看護小規模多機能型居宅介護（複合型サービス）、地域包括支援センター ○健康保険法第 88 条第 1 項に規定する訪問看護事業の用に供する施設及びこれらに付随する収納施設 ○医療法に規定する病院又は診療所-※ 1 (病院又は診療所の補助対象部分は診療機能部分に限る。)
障害者福祉施設	<p>障害者の生活を支援する次の施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ○社会福祉法第 2 条第 2 項第二号、児童福祉法に規定する障害児入所施設、情緒障害児短期治療施設 ○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する障害者支援施設（施設入所支援及び施設障害福祉サービス） 障害福祉サービス事業（生活介護・短期入所・自立訓練・就労移行支援・就労継続支援）、共同生活援助（グループホーム） 一般相談支援事業、特定相談支援事業、地域活動支援センター、福祉ホーム ○身体障害者福祉法に規定する 身体障害者生活訓練等事業、身体障害者福祉センター
子育て支援施設	<p>子育て世帯の生活を支援する次の施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ○社会福祉法第 2 条第 2 項第二号、児童福祉法に規定する乳児院、母子生活支援施設、児童自立支援施設 社会福祉法第 2 条第 3 項第十一号に規定する 隣保事業の用に供する施設 ○児童福祉法に規定する 障害児通所支援事業（児童発達支援・医療型児童発達支援・放課後等デイサービス・保育所等訪問支援（保育所等訪問支援単独事業を除く））、 障害児相談支援事業（障害児支援利用援助・継続障害児支援利用援助）、 放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、家庭的保育事業、小規模保育事業、保育所、児童厚生施設、児童家庭センター ○母子及び父子並びに寡婦福祉法に規定する

	<p>母子・父子福祉センター、母子・父子休養ホーム</p> <p>○母子保健法に規定する 母子健康センター</p> <p>○公的助成に基づき運営される育児事業に供するスペース又は住民等の自主運営による共同育児活動の場に供するスペース</p>
その他	<p>上記の他、高齢者等の居住の安定確保及び健康の維持・増進に資する施設</p> <p>1) 総合生活サービス窓口、2) 情報提供施設、 3) 生活相談サービス施設、4) 食事サービス施設、 5) 交流施設、6) 健康維持施設</p>

※1 高齢者、障害者、子育て世帯等を対象とするものを含みます。